

(仮称) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業の概要等

1 計画概要

(1) 目的

2030年度までに、一定状況下（風況等）における浮体式洋上風力発電を国際競争力のある価格で商用化する技術の確立を目指し、NEDO¹⁾によりGI基金²⁾として採択された愛知県沖における浮体式洋上風力発電実証事業を行う。

1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

2) グリーンイノベーション基金：2050年カーボンニュートラルの実現に向け、NEDOに基金を造成し、野心的な目標にコミットする企業等に対して、最長10年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援するもの。

(2) 事業者

株式会社シーテック

(3) 事業実施想定区域の位置

愛知県田原市・豊橋市沖（約 1,306ha）

(4) 事業規模

最大 16,500kW × 1 基

2 手続根拠法令

愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号）

3 経緯

2025 年 1 月 21 日 配慮書の県への送付

1 月 22 日 配慮書の公告・縦覧（1 月 22 日～2 月 21 日）

2 月 4 日 審査会の開催

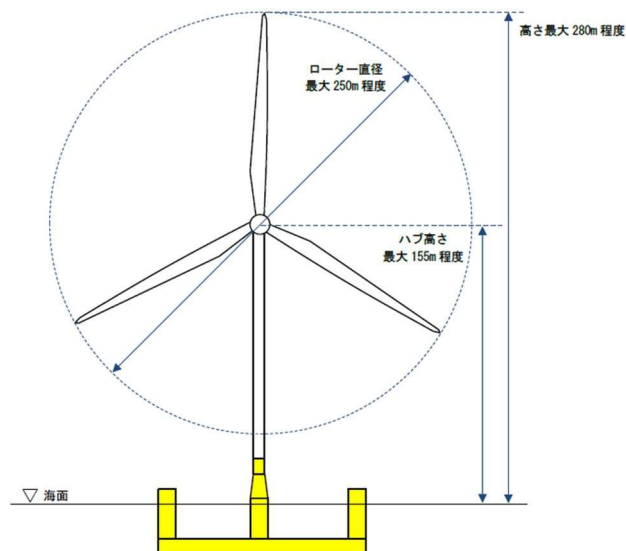
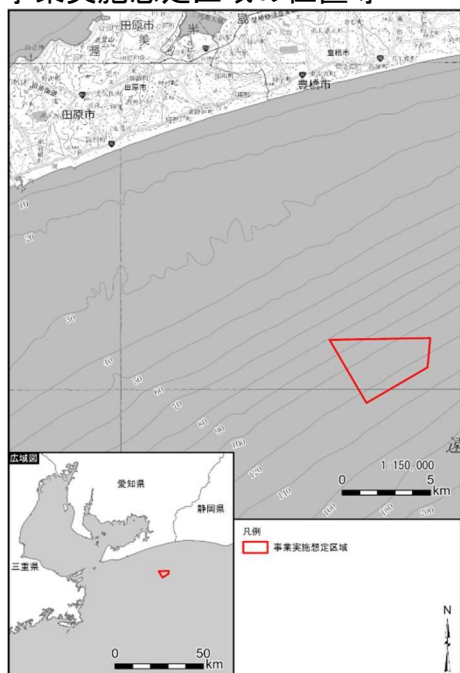
3 月 11 日 洋上風力発電部会の開催

4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市長意見等を踏まえ、計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見を事業者へ通知する。

この知事意見の通知は、事業者から計画段階環境配慮書等の送付があった日から90日以内に行う。ただし、事業者から計画段階環境配慮書に係る住民意見の概要等の送付があった場合は、送付があった日から90日以内に行う。

5 事業実施想定区域の位置等



(仮称) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業に係る環境影響評価の手続の流れ

